2 外装工事(例えば外壁改修工事のみの場合)を「大規模改修工事」に該当するも のとして申請した

 $\rightarrow X$

【解説】

下記公告例の「2 入札に参加することができる者の資格」の「7 施工実績に関する条件」 の「大規模改修工事(外装及び内装工事を含むもの)」については、**外装及び内装工事**の両方が 含まれなければなりません。従って、外壁改修のみの工事や内装改修のみの工事は大規模改修 工事に該当しません。

例えば既存建築物の外壁改修工事において、玄関扉及び枠のみ内部の塗装工事を行う工事は大 規模改修工事には該当しません。

2 入札に参加することができる者の資格

入札公告日から落札者が決定する日までの間、次に掲げる要件の全てを満たしていること。

1	入札参加資格共通事項	「一般競争入札(条件付)公告共通事項」1のとおり
2	当該入札参加資格業種	建築一式工事
3	業者格付	0
4	経営事項審査評定値	
5	党業所の所在地に関する条件	

宮美別の別仕地に関する余件 |

建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定する営業所のうち、主たる営業所を次 の場所に有していること(「主たる営業所」とは、建設業許可申請書の「主たる営業所」の欄に 記載されているものをいう。)。

- ・○○市、△△町又は□□村内
- 特定建設業許可に関する条件
- 施工実績に関する条件
- 1) 平成11年度以降に元請負人として、日本国内において、次のいずれかの建築工事(平成11年 度以降に受注したものに限る。)を施工した実績を有すること。なお、共同企業体の構成員と しての実績は、当該共同企業体への出資比率が20%以上のものに限る。
 - ○○造の建築物(○○造とその他の構造を併用する建築物にあっては、○○造の部分に限 る。以下同じ。)で、1棟(廊下(開放廊下を除く。)でつながっているものは1棟とみな す。以下同じ。)の延べ面積(増築又は改築(従前の建築物を取り壊し、位置、用途、構造、 階数及び規模が同程度のものを建てることをいう。以下同じ。)工事にあっては、当該部分 の面積)が〇〇㎡以上の新築、増築又は改築工事
 - イ ○○造の建築物で、1棟の延べ面積(受注した工事部分に限る。以下同じ。)が○○㎡以 上の大規模改修工事(外装及び内装工事を含むものに限る。)
 - ウ ○○造の建築物で1棟の延べ面積が○○㎡以上の耐震補強工事(スリット施工のみの耐震 補強工事を除く。
- 2) 岡山県が発注した建築一式工事のうち、平成21年4月1日から平成25年3月31日までの間に 完成させた工事がある場合、それらの工事についての岡山県建設工事成績評定及び通知要領(平 成13年1月1日施行)及び岡山県企業局工事成績評定及び通知要領(平成14年4月1日施行) による評定点の平均点が60点以下でないこと。なお、岡山県企業局工事成績評定及び通知要領 による評定点については、平成24年4月1日以降に発注した工事に係るものに限る。
- 8 配置技術者に関する条件

次の条件を満たす建設業法第26条に規定する主任技術者を当該工事に配置することができるこ と。

・当該工事の入札参加資格確認申請日以前に3月以上の雇用関係があること。

9 その他